

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に関するコメント

平成 29 年 2 月 22 日
有限責任 あずさ監査法人 会計プラクティス部

平成 28 年 12 月 22 日付で公表されました「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に関するコメントについて、有限責任あずさ監査法人の会計プラクティス部にて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

コメント

1. 国内子会社の国際財務報告基準又は米国会計基準による財務諸表を利用する場合における表示及び開示に関する取扱い

実務対応報告公開草案第44号（実務対応報告第18号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（平成26年12月24日公表）のコメント対応(2)において、在外子会社の国際財務報告基準又は米国会計基準による財務諸表を利用する場合の表示及び開示に関して、「連結財務諸表における表示及び開示については、原則として、「連結財務諸表に関する会計基準」等に従うことになる。」とされている。

(https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/comments/pdf_zaigai2014_ed/summary_zaigai2014ed.pdf)

今般、国内子会社が指定国際会計基準又は修正国際会計基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合には、当面の間、それを連結決算手続上利用することができるものとされたが、当該国内子会社において連結財務諸表規則第93条及び第94条に基づき、指定国際会計基準や修正国際基準に従って行われた表示及び開示について、親会社の連結財務諸表上、どのように取り扱うか明確ではないと考えられる。

このため、従来の在外子会社も含め、子会社の国際財務報告基準又は米国会計基準による財務諸表を利用する場合の表示及び開示の取扱いに関する貴委員会の考え方を明記してはどうか。

以 上